

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が平成29年9月〇日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- (2) 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること。

### 第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを確認する。

#### 記

- 住居確保にかかる費用（被相続人の老人ホーム入居等費用）  
金2,717,780円  
(平成24年6月1日～平成29年7月29日)
- 墓地移転等費用（福島県双葉郡富岡町大字〇〇所在の墓の千葉県船橋市〇〇への移転費用）  
金3,751,632円
- 精神的損害（申立人X1・増額分）  
金360,000円  
(平成28年5月1日～平成29年4月30日)
- 本件和解仲介に関する弁護士費用  
金204,882円

### 第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項所定の損害項目及び期間に対する和解金として合計金7,034,294円の支払義務があることを認める。

### 第4 支払方法

(省略)

### 第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年2月8日

（仲介委員 牛久保美香）